

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 3 日

道府県原子力防災担当部局長 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（企画・国際担当）付

安定ヨウ素剤の事前配布に係る運用について

平素から原子力防災行政に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、安定ヨウ素剤の配布事務については、これまで関係自治体等から、事前配布する住民の範囲についての自治体の判断尊重や、配布手続きの簡略化等の御要望を頂いていたこと等を踏まえ、以下のとおり御連絡します。

緊急配布による安定ヨウ素剤の受取の負担を考慮すると、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されるＵＰＺ内住民への事前配布が実施可能です。ただし、事前配布はＰＡＺと同様に、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及びその健康影響の年齢による違いを考慮して実施してください。

また、配布方法は、ＰＡＺ内の住民に事前配布する手順（住民への説明会、薬局配布等）を採用して行ってください。なお、町村役場及び保健所等の公共施設で配布する際には、当該公共施設へ住民が出向き、保健師、薬剤師等の専門職が、住民への説明及び住民が記載したチェックシート^{注1}の確認等を行い、必要な場合に医師への適切な受診勧奨等を行うことで、安定ヨウ素剤を事前配布することが可能です。

^{注1} 「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原子力規制庁令和元年7月3日）における別添2－1を指す。

（以上については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に照らしても問題がない旨、原子力規制庁に確認しております。）

つきましては、本通知を踏まえ、引き続き適切な安定ヨウ素剤の配布事務を推進されますようお願い申し上げます。今後、内閣府においてＵＰＺ内での安定ヨウ素剤の事前配布に係る実施方針等について、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を活用した支援等に向け、ヒアリング等を実施することを予定しております。

（問い合わせ先）
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（企画・国際担当）付 道川、中村（光）
Tel：03-3581-4230

(参考) 原子力災害対策指針等における関連規定

◆原子力災害対策指針(原子力規制委員会令和元年7月3日)

第2 原子力災害事前対策

(7) 原子力災害時における医療体制等の整備

(iii) 事前配布以外の配布方法

UPZ内においては、全面緊急事態に至った場合、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講ずることとなる。そのため、以下の点に留意して、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する必要がある。

- ・地方公共団体による安定ヨウ素剤の事前配布以外の配布においても、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及びその健康影響の年齢による違いを考慮して行う。
- ・地方公共団体は、緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、避難の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続を定め、適切な場所に備蓄する。
- ・安定ヨウ素剤の配布及び服用は、原則として医師が関与して行うべきである。ただし、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行う。

なお、EALの設定内容に応じてPAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、前述のPAZ内の住民に事前配布する手順を採用して、行うことができる。

◆安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって(原子力規制庁令和元年7月3日)

3. 事前準備

(1) 区域別の基本的な枠組み

a. PAZ

③事前配布方法

事前配布に当たっては、地方公共団体は、原則として医師による住民への説明会を定期的に開催する必要がある。説明会においては、原則として医師により、安定ヨウ素剤の配布目的、効能又は効果、服用指示の手順とその連絡方法、配布後の保管方法、服用時期、服用を優先すべき対象者、副作用等の留意点等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布する。地方公共団体は、配布等を円滑に行うために、説明会等において、薬剤師に医師への協力を要請することができる。地方公共団体は、説明会に参加できない住民に対しては、医師による説明を受けることができる保健所等の公共施設や医療機関に住民が出向き、説明を受けた上で受領できるよう対応する必要がある。

また、地方公共団体は、住民への説明会を定期的に開催することを前提とした上で、地域の実情を踏まえ、地域の医師会及び薬剤師会と具体的な配布方法等を協議の上、薬剤師会会員が所属する薬局等を指定し、その薬局等で、安定ヨウ素剤を配布することもできる(報告書 別添1)。地方公共団体は、住民への説明会に参加できない住民に対して、地方公共団体が指定する薬局等に住民が出向き、薬剤師等による説明を受けた上で安定ヨウ素剤を受領できるよう対応する必要がある。

説明会又は地域の薬局等においては、住民が安定ヨウ素剤を受け取る際に、住民が記載したチェックシート(報告書 別添2-1)に照らし合わせて、保健師、薬剤師等の専門職が確認書(報告書 別添2-3)を記載し、安定ヨウ素剤の取扱いに係る留意事項について理解しているか等を確認するため、受領書(報告書 別添2-2)に記入及び提出をさせることが必要である。

原子力防災研修体系図

住民防護措置
避難退域時検査
バス避難

実務人材研修
(自治体担当者向け)

中核人材
育成研修

中級

初級

セミナー

原子力災害現地
対策本部図上演習
(図上演習)

原子力災害対策要員研修
(要員研修)

【e-ラーニング令和2年度から実施】

原子力防災基礎研修
(基礎研修)

【e-ラーニング令和元年度から実施】

[目的]

・要員に変更があっても原子力災害時に対応できるよう中核的役割を担う人（及びサポートする人）を育成するため、必要な知識を習得させる

[対象者]

・原子力災害対策業務に従事する国、自治体等の中核を担う職員
※セミナーのみ制限なし

[目的]

・要員研修を受講後、演習を通じて住民防護措置の計画・実施をより深く理解させる。また、原子力総合防災訓練初参加者に必要な知識を習得させる

[対象者]

・原子力災害対策業務に従事する国、自治体等のOFC派遣職員、県・市町村等の災害対策本部要員

[目的]

・基礎研修を受講後、住民防護措置に関する基礎知識や対応能力を習得し、住民防護措置の計画・実施ができる基礎知識を習得させる

[対象者]

・原子力災害対策業務に従事する国、自治体等職員

[目的]

・原子力災害時の住民防護措置を実施するために必要な放射線の基本的な知識を習得させる

[対象者]

・原子力災害対策業務に従事する国、自治体等職員
※自治体等職員は各自治体で開催（防災業務関係者（民間事業者）向けの研修も含む）

令和2年度 原子力防災研修の概要（一覧）

研修名	目的・対象者	定員・回数
中核人材育成研修 （原子力防災セミナー） [0.5日間コース] 【日本原子力研究開発機構】	[目的] ・要員に変更があっても原子力災害時に対応できるよう中核的役割を担う人及びサポートする人を育成するため、必要な知識を習得させる [対象者] ・原子力災害対策業務に従事する国、自治体等職員	・回数：2回（東京都） ・定員：100名程度
中核人材育成研修 （初級-国、道府県、市町村の要員） [1.5日間コース] （中級-国の要員）[1日間コース] 【日本原子力研究開発機構】	[目的] ・要員に変更があっても原子力災害時に対応できるよう中核的役割を担う人を育成するため、必要な知識を習得させる [対象者] ・原子力災害対策業務に従事する国、自治体等の中核職員	・回数：2回、試行6回 【国：2回（試行3回）、道府県：試行2回、市町村：試行1回（現地）】 ・定員：20名程度 ※市町村については詳細検討中
実務人材研修 （住民防護措置共有等の対応） [1日間コース] 【日本原子力研究開発機構】	[目的] ・各事態における防護措置を具体的に進めるために必要な被災状況等の把握と関係者間での情報共有 [対象者] ・緊急時対応及び住民防護措置を担当する自治体等職員	・回数：試行2回（東京1回、地方1回） ・定員：20名程度 ※詳細検討中
実務人材研修 （避難退域時検査等の対応） [1日間コース] 【日本原子力研究開発機構】	[目的] ・避難退域時検査の具体的計画及び実施マニュアル等の作成・理解を促す ・検査場の設営訓練の現地確認 [対象者] ・避難退域時検査及び簡易除染の実施計画等を担当する自治体等職員	・回数：試行4回 （東京都：3回、地方：1回） ・定員：20名程度 ※詳細検討中
実務人材研修 （バスによる避難等の対応） [1日間コース] 【日本原子力研究開発機構】	[目的] ・全面緊急事態後のP A Z内の住民のバス等による避難の実施計画作成等に関する研修（検討）の成果を踏まえ、放射性物質等の放出前後における対応 [対象者] ・バスによる避難計画等を担当する自治体等職員	・回数：試行4回 （東京都：2回、地方：2回） ・定員：20名程度 ※詳細検討中
原子力災害現地対策本部図上演習 （実用炉） [2日間コース] 【東芝電力放射線テクノサービス】	[目的] ・要員研修を受講後、演習を通じて住民防護措置の計画・実施をより深く理解させる。また、原子力総合防災訓練初参加者に必要な知識を習得させる [対象者] ・OFC、県・市町村等の災害対策本部要員	・回数：13回 （原子力発電所立地13道県） ・定員：90名程度
原子力災害対策要員研修 [1日間コース] ※e-ラーニングを導入 【原子力安全研究協会】	[目的] ・基礎研修を受講後、住民防護措置に関する基礎知識や対応能力を習得し、住民防護措置の計画・実施ができる基礎知識を習得させる [対象者] ・原子力災害対策業務に従事する国、自治体等職員	・回数：39回程度 （原子力関連施設立地道府県2回、その隣接道府県等1回ずつ） ・定員：50名程度、24都道府県
原子力防災基礎研修 [1日間コース] ※e-ラーニングも実施 【原子力安全技術センター】	[目的] ・原子力災害時の住民防護措置を実施するために必要な放射線の基本的な知識を習得させる [対象者] ・原子力災害対策業務に従事する国職員	・回数：5回 （東京：講義・実習3回、実習のみ午前・午後2回ずつ） ・定員：40～50名程度

平成31年度の主な取り組み

前回の作業部会において、今後整理を進める必要があるとされた事項のうち、「福祉車両を含む避難車両等の確保体制」について、次の取り組みを行った。

1 防災業務関係者研修の開催

(1) 事業概要

原子力災害時に住民防護活動の支援を行うバス運転手等を対象とする研修を実施した。

(2) 事業の内容

放射線防護のために必要な基礎知識、住民防護活動の概要と防護措置
福島県原子力災害広域避難計画、放射線測定器等の取扱い実習

(3) 成果

受講者数 16名（平成27年度から開催。これまで約110名が受講）

2 衛星携帯電話通信試験

(1) 事業概要

県内のバス事業者に配備している衛星携帯電話について、通信試験を実施した。

(2) 事業の内容

県から事業者に架電した後、事業者から県へ架電する方法により、相互の通信状況を確認する方法により実施。

(3) 成果

対象事業者数11。全ての事業者と通信ができることを確認した。しかし、受信環境が良好な場所や機器の取り扱いに不慣れた事業者があったことから今後も周知を行う。

3 原子力災害緊急事態対応策定事業

(1) 事業概要

平成31年度事業で福島第二原子力発電所における原子力災害発生時に、施設敷地緊急事態要避難者（SE要避難者）の避難に対し、速やかに必要な支援を行えるよう要避難者等の特定及び避難に必要な車両台数について調査した。

(2) 事業の内容

ア P A Z 住民（事業所を含む。）全員を対象にした戸別訪問により、安定ヨウ素剤服用の可否や、避難に時間を要する方の実態調査を実施。

イ 基礎自治体参画の下で事業を実施。特に、回答率を高めるためには住民へ十分な事前告知や内容説明が必要なことから、行政区長や社会福祉協議会等のキーとなる方に協力を要請。

ウ 県は初年度のスタートアップに関わり、調査を踏まえて必要な情報を整理し、対応計画を策定。また、時点修正のための仕組みを構築し、次年度以降の時点修正は、基礎自治体の実施できるよう引き継いだ。

(3) 成果

P A Z 内における S E 要避難者の候補者及び避難に必要な車両台数の算出を行った。